

資料No.2

第38号議案

福井県指定文化財の指定について

別紙のとおり、福井県指定文化財を指定する。

平成27年12月25日提出

教育長 森近 悅治

提案理由

福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第28条第1項、
第43条第1項の規定の規定に基づき、福井県指定文化財を指定したいので、
この案を提出する。

平成27年12月25日
生涯学習・文化財課

福井県指定文化財の新指定について

福井県文化財保護審議会から、2件の文化財を福井県指定文化財に指定することについて、下記のとおり答申がありました。詳細は別紙のとおりです。

記

県指定文化財の新指定 2件

	種 別	文化財の名称	所 在 地	所 有 者 (管理団体)
1	無形文化財 (工芸技術)	越前鳥の子	越前市新在家町 8-44	越前生漉き鳥の子紙保存会
2	天然記念物	オオキンレイカ群落	高浜町青葉山	高浜町

1 越前鳥の子

(1) 技術保持団体

きす
越前生漉き鳥の子紙保存会
会長 柳瀬 晴夫

(2) 所 在 地

越前市新在家町8-44
(福井県和紙工業協同組合内)

(3) 技術の由来・内容

「鳥の子」とは、^{がんび}雁皮というジンチョウゲ科の植物を材料に漉いた紙で、色が卵の殻に似ていることからその名がある。肌は滑らかで耐久性に優れており、虫害も少ないとから、経典や貴重書等の用紙として愛用してきた。

越前で鳥の子がいつから漉かれていたのかは不明であるが、中世には各地で製紙技術が発達するなか、越前の紙は公家や僧侶の土産として重宝されていたという記録がある。

現在、越前鳥の子は、雁皮の繊維を用いて、「流し漉き」という技法で抄造される。工程は、①雁皮の採取、②皮こき、③灰汁出し、④煮熟、⑤塵より、⑥叩解、⑦紙漉き、⑧乾燥 である。

雁皮は繊維が細かく短いため、塵より等の原料加工には時間がかかるが、手間を惜しまず、各工程の作業が丁寧に行われることで、緻密で肌理が細かく美しい風合いの紙が出来上がる。

現在は越前生漉き鳥の子紙保存会によって技術の継承が図られている。



塵より



紙漉き

2 オオキンレイカ群落

(1) 所 在 地 高浜町青葉山

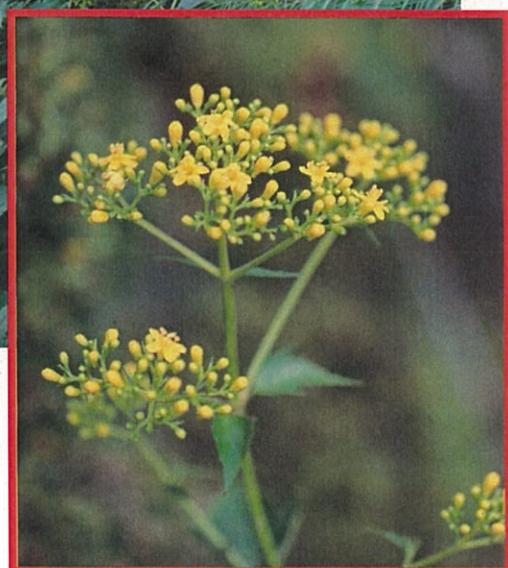
(2) 管理団体 高浜町

(3) 種類 被子植物
オミナエシ科

(4) 由来・特徴

オオキンレイカは、福井県と京都府の境にそびえる青葉山でしか生育が確認されていない日本固有種で、茎の頂きに黄色の小さい花を散房状に多数つける多年草である。草丈は50～100cmの高さになる。葉は、ややかたくて光沢がある長い柄を有し、長さ幅ともに7～16cmでカエデのように掌状に5～7裂し無毛である。花冠は直径4mm前後で5裂し、明らかな距がある。花期は7月下旬～9月中頃である。

オオキンレイカは、かつて青葉山中に多く自生していたが、近年個体数が減少し分布域も縮小している。福井県レッドデータブック（平成16年度発行）において県域絶滅危惧Ⅰ類に指定されており、近い将来における絶滅の危険性が高い種として懸念されている。また、地元住民のオオキンレイカに対する保護意識も高いことなどから、文化財に指定して、その一層の保護を図るものである。



福井県内の国指定・県指定等文化財

平成27年12月24日現在

(件)

区分	国指定		国選定	国選択	国登録	県指定	備考
	国宝	重文 国指定 特別					
有形文化財	建造物	2	26			141	28
	絵画		14				62
	彫刻		35				73
	工芸品	3	7			1	24
	書跡・典籍・古文書	1	13				19
	考古資料		5				13
	歴史資料		3				4
	計	6	103			142	223
無形文化財	芸能						
	工芸技術		1			4	4→5
	計		1			4	4→5
民俗文化財	有形民俗文化財		1			1	9
	無形民俗文化財		5		10		62
	計		6		10	1	71
史跡・名勝・天然記念物	史跡	1	23				29
	名勝	1	13			2	6
	天然記念物	4	16			1	32
	名勝天然記念物		1				
	計	6	53			3	67
重要伝統的建造物群保存地区			2				
選定保存技術			1				
合計		12	163	3	10	146	365
			175				
							365→367